受付		更正の	請求書			
甲	月 日	所在地及び 電話番号	(	局	番	)
		(ふりがな) 法 人 名				
秦野市長	:	(ふりがな) 代表者氏名				
		法人番号				
地方税法   条	の規定に基	づき、次のとおり更	正の請求をしま	き。		
更正の請求の対象となる事	業年度	年 月	日から	年	月	日まで
摘    要	j	更正の請求	前	更 正	の請求後	2
課税標準等			円			円
税 額 等						
法第20条の9の3第1項 の更正の請求の場合	法	定 納 期	限	年	月	目
	第1号の判	判決等の確定日		年	月	日
法第20条の9の3第2項 の更正の請求の場合	第2号の勇	更正・決定等のあっ	た日	年	月	日
	第3号の政	<b></b> 女令で定める理由の	)生じた日	年	月	日
法第321条の8の2の更 正の請求の場合	国の税務	管署の更正の通知	日	年	月	日
更正の請求をする理由 及び請求をするに至った 事情の詳細その他参考 となるべき事項						

## 第10号の4様式記載要領

- 1 この請求書は、法人の市町村民税について、法第20条の9の3第1項若しくは第2項又は第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。
- 2 この請求書は、更正の請求をする事務所又は事業所所在地の市町村長に1通提出すること。
- 3 「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額並びに欠損金額等を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額を記載すること。
- 4 「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料(法第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書写)を添付すること。

振	込 先 金 融	機関名	
	本店·支所		
	本所•支所		
預金種別	口座番号	口座名義人	
普通•当座			

受付		更	正の	)請	求書				
年	月	電う(ふ法	E地及び 舌番号 りがな) 人 名		(		局	番	)
秦野市長	:	代表	りがな) 養者氏名 :人番号						
地方税法条	の規定に	基づき、	次のとおり	)更正の	請求をしま	す。			
更正の請求の対象となる事	業年度	年		月	目から		年	月	日まで
摘    要		更 正	の請	求 前			更 正	の請求後	
課税標準等					円				円
税  額  等									
法第20条の9の3第1項 の更正の請求の場合	法	定	納	期	限		年	月	目
	第1号の	り判決等	の確定日				年	月	日
法第20条の9の3第2項 の更正の請求の場合	第2号の	つ更正・ネ	央定等のお	あった日			年	月	目
	第3号の	つ政令で	定める理	曲の生	じた日		年	月	日
法第321条の8の2の更 正の請求の場合	国の税	務管署の	の更正の追	重知日			年	月	日
更正の請求をする理由 及び請求をするに至った 事情の詳細その他参考 となるべき事項									

## 第10号の4様式記載要領

- 1 この請求書は、法人の市町村民税について、法第20条の9の3第1項若しくは第2項又は第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。
- 2 この請求書は、更正の請求をする事務所又は事業所所在地の市町村長に1通提出すること。
- 3 「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額並びに欠損金額等を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額を記載すること。
- 4 「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料(法第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書写)を添付すること。

振	込 先 金 融	機関名
	本店・支所	
	本所·支所	
預金種別	口座番号	口座名義人
普通•当座		